

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

倉吉市長 広田 一恭

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

今在家地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | | | | |
|---|---|---|-------|---|
| 〔 | 法 | 人 | 1 経営体 | 〕 |
| | 個 | 人 | 2 経営体 | |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

集落内の農事組合法人を地域の中心となる経営体と位置付け、農地中間管理事業を活用し、地域内の水田を集積する。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・倉吉市農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンに記載された生産品目の作付けを推進する。
- ・JA、農業委員会、中部総合事務所農林局等と相互連携し、地域、集落段階における農業の将来展望と地域の中心的経営体の育成に務める。